

第143回山形市都市計画審議会

日 時：令和7年2月14日(金) 午前10時30分

場 所：市庁舎11階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会 長 挨 拶

4 意 見 聴 取

山形市景観計画の変更（案）について

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 4 3 回山形市都市計画審議会

意見聴取資料

意見聴取資料目次

山形市景観計画の変更（案）について

- ◇ 山形市景観計画の変更（案）に関し意見を求めることについて……………資料 1
- ◇ 山形市景観計画の変更（案）について＜山寺景観重点地区編＞【概要版】 ……資料 2
- ◇ 山形市景観計画の変更（案）について
山形市景観計画 別冊＜山寺景観重点地区編（案）＞……………資料 3

山形市景観計画の変更（案）に関し
意見を求めることについて

1 都市計画審議会へ意見を求める根拠

景観法第9条(抜粋)

○景観法

(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

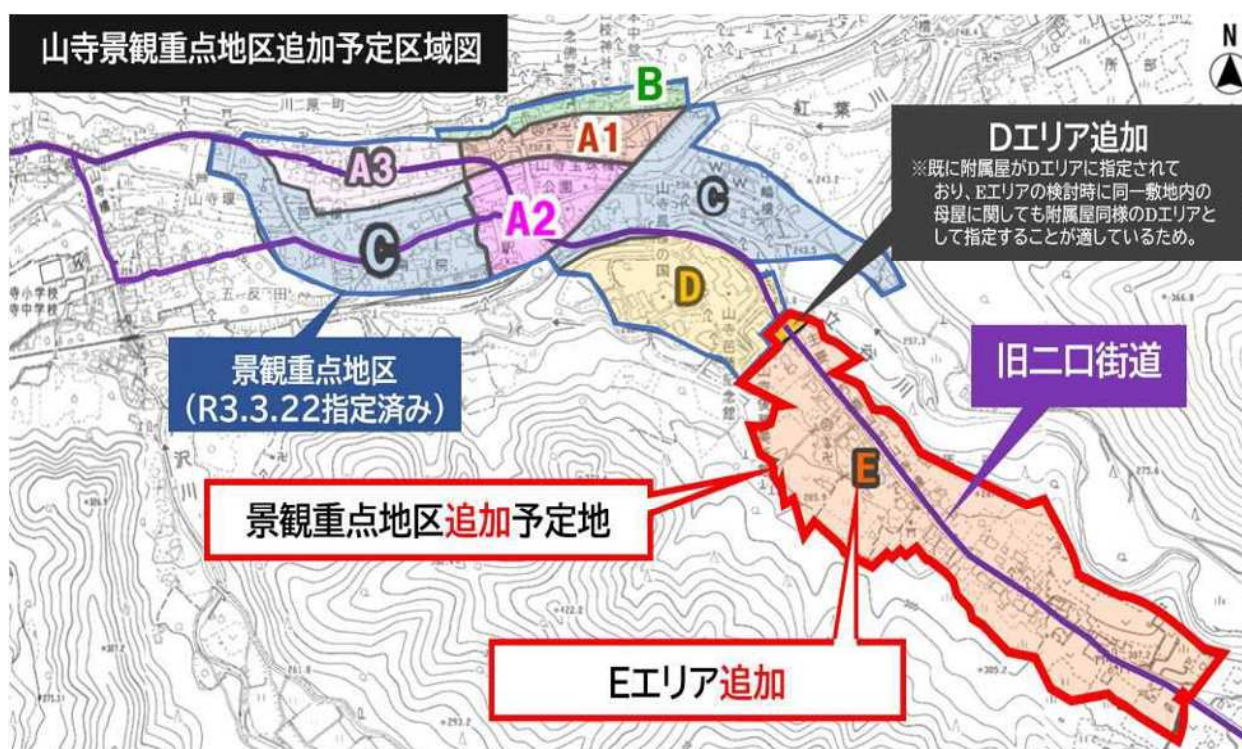
3～7 - 略 -

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

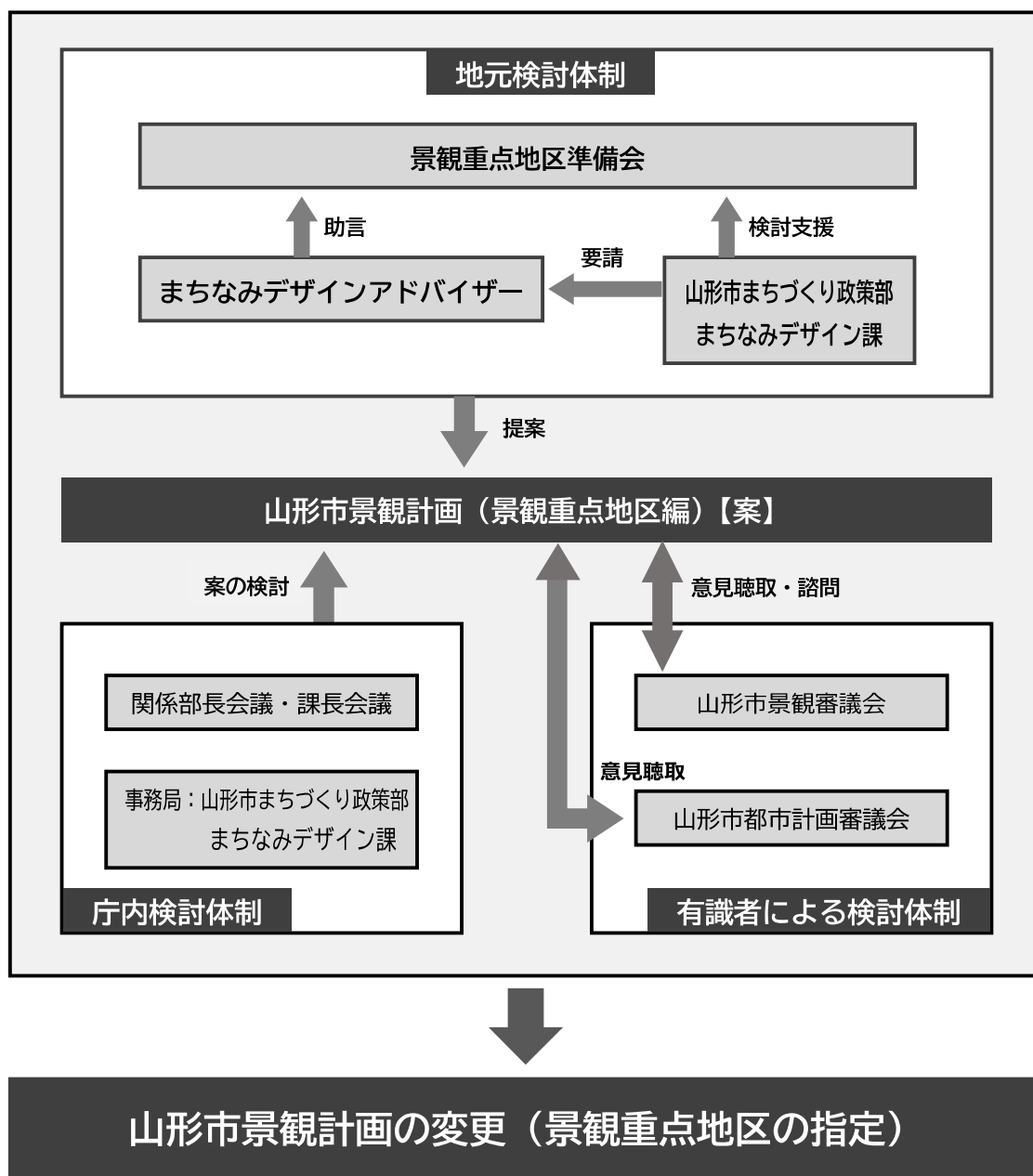
2 これまでの経緯と今後の予定

年月日		会議等
令和6年	5月14日	景観重点地区準備会の認定
	6月13日	馬形地区の景観重点検討地区の指定に係る関係課長会議
	6月28日	景観重点検討地区指定
	11月5日	第1回景観重点検討地区検討会
	11月20日	第2回景観重点検討地区検討会
	12月10日	第3回景観重点検討地区検討会
令和7年	1月27日	景観重点地区指定の提案
	1月29日	山形市景観審議会 意見聴取
	2月14日	山形市都市計画審議会 意見聴取
	3月18日	山形市景観審議会 諮問
	3月	山形市景観計画の変更（景観重点地区の指定）

3 景観重点地区追加予定区域（案）【約11.48ha】



4 山形市景観計画変更の検討体制



5 都市計画審議会以外の検討組織

(1) 景観重点地区準備会

馬形景観重点地区準備会

会 長 東海林 庄六

構成員 馬形地区町内会員 37人

(2) 山形市景観審議会

役職	所 属	氏 名
会長	東北芸術工科大学基盤教育研究センター 教授	小 林 敬 一
副会長	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	山 畑 信 博
委員	NPO 法人地域振興再生機構 副理事長	村 松 真
委員	五十嵐法律事務所 弁護士	青 柳 紀 子
委員	山新観光株式会社 取締役 営業部長	佐 藤 真 美
委員	(一社) 山形県建築士会山形支部 女性委員会委員	徳 正 宜 子
委員	山形県広告業協会 事務局長	鈴 木 琢 郎
委員	山形県屋外広告美術協同組合 副理事長	服 部 正
委員	山形商工会議所 女性会理事	枝 松 祐 子
委員	(一社) 日本樹木医会山形県支部 樹木医	山 田 寛 爾
委員	山形市中心商店街街づくり協議会	會 津 菜穂子
委員	山形県写真連盟 会長	阿 部 直 美
委員	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所 副所長(道路)	佐 藤 正
委員	山形県村山総合支庁建設部長	大 津 明 弘
委員	山形県山形警察署生活安全課長	鈴 木 哲 也

山形市景観計画の変更(案)について<山寺景観重点地区編>【概要版】

資料2

1 景観重点地区とは

特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備又は保全していく必要があると認められる地区について、山形市の景観条例に基づき景観重点地区として指定し、住民と市が協働して積極的な景観まちづくりを進める制度です。

景観重点地区では、住民主体の検討による地区の現況や課題を踏まえた景観形成方針のほか、地区独自の景観形成の基準や屋外広告物の設置基準を設けることで、一帯としての統一感を図るなど、よりきめ細かい景観まちづくりを行うことが可能となります。

2 山寺景観重点地区における景観形成基本方針

自然を感じ、歴史が香る、居心地のいい景観まちづくり

- (1) 主要な視点場からの良好な眺望景観の保全と活用
- (2) 彩り豊かな自然景観と調和する景観の創出
- (3) 歴史や文化を生かし、個性的で魅力的な景観の創出
- (4) 門前の機能の充実と賑わいあふれる沿道景観の創出

3 計画変更の目的

先行して取組を進めている川原町・南院地区と共に景観重点地区のまちづくりを進めることにより、山寺地区全体としてのまちなみ景観の向上を推進することで、地区の特性を生かした歴史・文化を感じ、愛着の持てる地域景観の創出と地区の魅力向上を図ることを目指しています。

また、この目的達成の足掛かりとするために景観重点検討地区として検討を進めてきた馬形地区を山寺景観重点地区のEエリアとして山寺景観重点地区のエリア追加を行うものです。

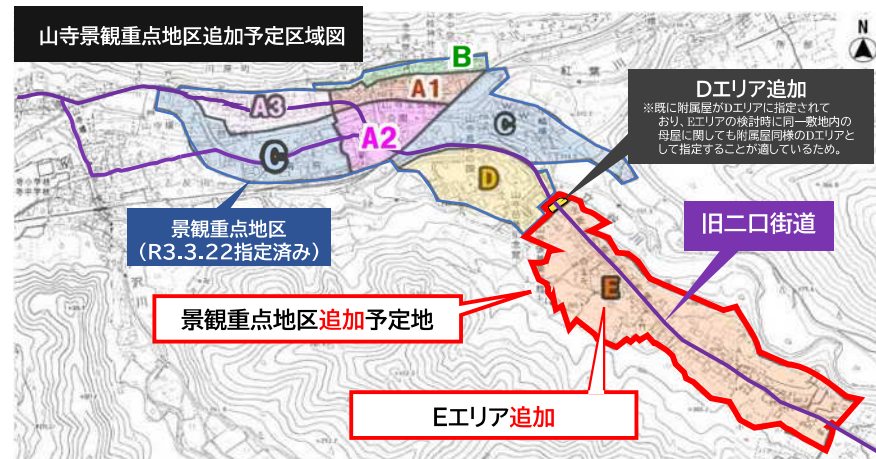
4 馬形地区の概要

馬形地区は、山寺駅から南東側に位置する歴史的風情を残す二口街道筋に伸びる集落です。

二口街道は、かつて江戸時代において山形藩と仙台藩の間を結ぶ重要な街道の一つとして整備されたと言われており、現在も街道筋の佇まいが残っており、山並みをはじめ、自然に調和し歴史性に配慮した景観形成が望まれる地区です。



5 馬形地区の現状と課題



Eエリア【自然に囲まれた街道沿いの集落エリア】

現 状	課 題
(1) 山裾に広がる農地に囲まれ、線状に連なる集落のまとまりある姿が美しい集落です。このように集落の美しい姿の背景には個々の建築物の形態・色彩と土地条件に従った集落形態が大きく影響しています。	(1) まちなみ景観に対しては、調和のとれた落ち着いたまちなみの形成のため、建築物の高さ、屋根の形態・色彩、壁面の色彩などに注意が払われることが望まれます。
(2) まちなみを歩くと、湾曲した道路に沿って、木造の建築物、生垣や植え込みが歴史的風情を残すとともに、緑豊かな景観をつくっています。	(2) 二口街道筋の建築物については引き続き高さを抑えとともに道路に対してゆとりある建築物の配置、庭・生垣の維持や積極的な緑化が求められます。
	(3) 集落のまとまりや歴史的佇まいを感じられる、まちなみ景観を将来的にも保全されることが望まれます。

6 地区における検討の経緯

R6. 5	景観重点地区準備会設立
R6. 6	景観重点検討地区指定
R6. 11	第1回 景観重点検討地区検討会（景観形成方針やエリアの検討）
R6. 11	第2回 景観重点検討地区検討会（景観形成基準・屋外広告物設置基準の検討）
R6. 12	第3回 景観重点検討地区検討会（景観形成基準・屋外広告物設置基準の検討）



7 景観形成目標・景観形成基準

(1)景観形成目標

- ① 歴史的風情を残す二口街道筋のまちなみ景観を保全し、次世代に引き継がれる景観まちづくりを進める
- ② 壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより建築物の連続性を生みだし、調和のとれたまちなみの形成を図る
- ③ 生垣、植え込みなどにより四季を彩り、緑豊かな景観の保全に努める

(2)景観形成基準<遵守事項>

① 標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	■伝統和風建築タイプ（詳細は下記表のとおり） ■住宅建築タイプ【パージュ系・暗色系】（詳細は下記表のとおり）
② 屋根の色彩	■黒色～暗灰色・暗褐色等
③ 標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	■切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ屋根とするよう努めること。それ以外の勾配屋根の場合は、周囲の景観と調和していると認められるものであること。 ■道路の日照等を考え建築物は2階建てまでとするよう努め、道路に近接する部分については2階部分をセットバックするよう努めること。
④ その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項	■門や塀、柵、生垣、石垣、駐車スペースにおいては、通りの景観に調和するよう、自然素材の使用、彩度の抑制、塀などの高さの抑制に努めること。 ■生垣、石垣などの歴史性を感じさせる工作物は可能な限り保全に努めること。 ■住宅まわりを緑化し、周囲の植栽を維持して景観の維持に努めること。

	伝統和風建築タイプ	住宅建築タイプ(パージュ系)	住宅建築タイプ(暗色系)
① 構造	■木造	—	—
② 屋根の形態	■4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■軒の出・けらばの出を有する	■4寸～6寸勾配の屋根(切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ)を基本とする ■軒の出・けらばの出を有する	—
③ 屋根の葺材	■和瓦またはこれと同等の風情を有するもの	■和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの	—
④ 屋根の色彩	■光沢の無いもので、黒色または暗灰色	■光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等	—
⑤ 外壁の形態	■真壁造りまたは押縁(簷子)下見板張り(腰板張り)	—	—
⑥ 外壁の素材	■塗り壁(土、漆喰、モルタル等)または板張り	■塗り壁(土、漆喰、モルタル等)、板張り、サイディング・ALCパネルなど	■板張り、サイディング・ALCパネルなど
⑦ 外壁の色彩	■白またはY(黄)系の色相で彩度3以下	■白(N9以上は除く)またはY(黄)系の色相で彩度3以下	■黒色系または褐色系などを基本とする

(3)屋外広告物設置基準

多様なタイプの屋外広告物について、それぞれに対応した基準を定めることで、建築物等の取り組みと一体となって景観まちづくりを進めるために設定するものです。この基準に則り、必要に応じて地元で実施基準(もしくは運用基準)を定めるなどして、良好な景観の形成を図っていきます。

全般	①屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ②地区全体の活性化のため、期間及びルール(地区及び市との協議が必要)を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
設置	①自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ②屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ③ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ④点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 ⑤壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は、入り口付近に設置すること。 ⑥壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は一棟あたりどちらか一つまでとすること。
	(参考) 広告物の種類

規模 ①壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は、歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとすること。
②敷地単位での広告物全体の合計表示面積を10㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準を満たすようにすること。
(参考) 看板の種類ごとの基準(抜粋)

看板の種類	A1、A2、A3、B、Cエリア		Dエリア		馬形地区(Eエリア)	
	表示面積(一面)	高さ	表示面積(一面)	高さ	表示面積(一面)	高さ
建植 広告板	3㎡ 以下	3m 以下	5㎡ 以下	5m 以下	1.5㎡ 以下	2m 以下
壁面平面 広告板	A1、A3、B 原則設置不可 A2、C 3㎡以下	—	5㎡ 以下	—	概ね 0.3㎡以下	—
壁面突出 広告板	1.5㎡ 以下	—	5㎡ 以下	—	概ね 0.3㎡以下	—

形態・意匠 ①建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
②自然豊かな歴史ある街道筋や周辺の山並みに調和した馬形地区の風情にあった形態意匠とすること。

色彩 ①地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとし、以下の彩度基準を目途とする。
ただし、自然素材の色彩はこの限りではない。

色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	N(無彩色)
明度	3以下	—
彩度	4以下	—

②文字などは、以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下

③使用する色数をできるだけ少なく(4色程度)するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
④周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。

素材 ①周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材(木材や石材を推奨)を用いるよう努めること。
②光を強く反射する素材は使用しないこと。

その他 ①老朽化した看板は撤去すること。
②汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

資料 3

山形市景観計画の変更（案）について

山形市景観計画 別冊
山寺景観重点地区編（案）



令和3年3月 山形市

目 次

■ 序 章 山形市景観計画（景観重点地区編）とは……………	1
1 はじめに……………	1
2 景観重点地区の選定基準……………	1
3 景観重点地区（山寺）指定の目的……………	2
4 景観計画の期間【本編抜粋】……………	2
■ 第1章 山寺（川原町・南院・馬形地区）の景観……………	3
1 山寺地区の概要……………	3
2 景観の現状と課題……………	4
■ 第2章 景観重点地区の方針……………	11
1 景観重点地区の名称……………	11
2 景観重点地区の区域……………	11
3 景観形成の基本方針……………	12
■ 第3章 景観まちづくりの誘導の取り組み……………	13
1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項……………	13
2 屋外広告物の行為の制限に関する事項……………	30
■ 第4章 景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】……………	40
1 市民と事業者の役割……………	40
2 行政の役割……………	41
3 市民・事業者・行政の協働……………	42

序章 山形市景観計画（景観重点地区編）とは

1 はじめに

山形市では、平成31年4月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。また、当該計画において、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる地区について、より積極的な景観形成を推進するため、景観重点地区制度を創設しました。

本書は、景観重点地区の指定により、歴史的まちなみの保存・再生を図り、観光産業の更なる振興と、誇りと愛着の持てる地区を目指す山寺（川原町・南院・馬形）地区住民からの提案を基に、同地区における景観形成の基本方針やエリアごとの景観形成の目標、良好な景観の形成を推進するために必要な景観形成の基準などについてまとめたものです。

2 景観重点地区の選定基準

山形市では、『住民による発意型』と『山形市からの提案型』の2種類の景観重点地区の指定プロセスを設けていますが、そのうち、以下のいずれかの基準に該当すると認められる地区について、景観重点地区の指定に向けた取り組みを開始します。

- ①山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区
- ②特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲との景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区
- ③新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区
- ④これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上がりのある、又は期待できる地区
- ⑤景観が対外的に評価されていると認められる地区

《山形市景観計画「第4章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み」抜粋》

なお、本書の山寺（川原町・南院・馬形）地区につきましては、上記①②④⑤に該当する地区として、『住民による発意型』で取り組みをスタートしています。

3 景観重点地区（山寺）指定の目的

国指定の名勝及び史跡である山寺では、高木の育つ険しい崖を縫って幾百段もの石段を登ると、絶壁の上に置かれた納経堂と開山堂、そして五大堂へと至ります。そこに、あたりを一望する絶景が開けます。この大パノラマをつくっているのは、自然に抱かれ自然と調和した人々の日々の生活空間です。

この眺望景を守るとともに、この生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境にふさわしい風格を加えて、未永く愛されるまちなみをつくることを目的とします。



4 景観計画の期間【本編抜粋】

景観まちづくりが人々の生活に溶け込み、その中での日々の営みが、いつか風土としてその土地に息づくためには、未来を見据え、子ども達に景観をつなぐ取り組みを、長い時間をかけて熟成させていく必要があります。

このことから、本計画は計画期間を定めないこととしますが、景観における様々な環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、取り組みを推進します。

第1章 山寺（川原町・南院・馬形地区）の景観

1 山寺地区の概要

山寺地区は、山形市北東部に位置し、蔵王国定公園の豊かな自然と、宝珠山立石寺を中心とする観光地「山寺」の歴史・文化性により、それらの織り成す美しい景観を有する地区です。

山寺は、貞観2年（西暦860年）に、当時の清和天皇の勅命で慈覚大師が開山したのが始まりとされ、東北有数の霊場として、また、松尾芭蕉が『閑さや岩にしみ入る蟬の声』の名句を残した地としても有名です。また、明治41年（西暦1908年）には、当時の皇太子殿下（後の大正天皇）の行啓を仰ぎ、これを契機に観光地山寺としての歩みがはじまりました。

現在では、山形市を代表する観光地の一つに数えられ、鬱蒼とした杉木立と奇岩怪石に囲まれた千幾段の石段や、五大堂から眼下に望む自然に包まれた古き良き日本の集落景、宝珠山立石寺をはじめとする多くの歴史・文化資産など、多彩な観光資源により、毎年多くの観光客が訪れています。



2 景観の現状と課題

宝珠橋から登山口に至る門前通り沿いの商業地エリア

現状

- ・宝珠橋と山寺登山口との間にあって、ほとんどの参詣者が通る賑わいのあるエリアです。緩やかな上り坂となって、4 m程（かつて2間）の道路沿道には、飲食店や土産物店が並んでいます。
- ・建物の多くは直接道路に面しています。3階建ての中層建物もある一方で、駐車場を併設した店舗が多いのが現状です。屋外広告物（店舗の看板、駐車場のサイン、のぼりなど）も多くなっています。
- ・街の背後には山、川が迫っており、建物脇から背後の緑や寺社、川などが垣間見える風景がうるおいを与えています。
- ・沿道の石段や鳥居、高木なども街を特徴づける景観要素です。

課題

- ・建物は和風を意識してデザインされてきましたが、その方向性はまちまちで、連続性を欠き、街としてのアイデンティティを明確にできていない点に課題があります。
- ・商業店舗として黒色の屋根や木造の魅力を引き出すことに成功している事例を、一つのモデルとしてデザイン誘導を図るなど積極的な景観形成が望まれます。
- ・魅力的な屋外空間を形成し、来訪者の様々なアクティビティを生み出すことは今後のまちづくりの一つの課題です。
- ・過度な壁面看板が建築物の魅力を損ねたり、多くののぼりやサイン類がまちなみの連続性を損ねたり、背後の風景や特徴的な景観要素を隠すなどしている点は改善すべき点です。
- ・道路沿いの電柱と空中線が景観を阻害していることから、無電柱化により山寺の門前町に相応しい景観を形成・保全する必要があります。



駅から宝珠橋へ至る主要な参詣ルート沿道のエリア

現 状

- ・ J R山寺駅から宝珠橋に至る参詣ルートとなっています。飲食店、土産物店のほか、駐車場も多くなっています。
- ・ 登録有形文化財である山寺ホテルが駅前にあり、ランドマークとなっています。J R山寺駅舎もこれに呼応したデザインとなっており、駅前の景観軸をつくっています。
- ・ 駅からは、山寺の全山を一望することができます。

課 題

- ・ 駅前に中小規模の駐車場が多くなっていること、幹線道路が整備途中であることなど、土地の有効活用とまちなみの再形成は今後の課題です。
- ・ 通りごとに、連続性とまとまりのある景観をつくるよう、近隣や通り景観を意識した建築デザインが求められます。
- ・ 屋外広告物もこの景観に収まるよう、大きさや色彩などに配慮する必要があります。



下山口以西の参詣ルートにあたる住宅地エリア

現 状

- ・住宅が主体のエリアですが、飲食店の立地も見られます。近年駐車場が増える傾向にあります。
- ・道幅は4m程と狭いのですが、参詣者の通行があります。
- ・駐車場の設置に伴って、駐車場看板や自動販売機の設置が見られます。

課 題

- ・生活空間としての環境を維持しつつ、参詣者の歩行者目線での景観形成が求められます。
- ・勾配屋根をもった連続性のある和風住宅地景観の形成が課題です。
- ・駐車場サインの統一、駐車場際の緑化、自動販売機の色彩抑制などが課題です。



門前通りと寺域に挟まれた住宅地エリア

現 状

- ・門前町の背後、寺域との間に形成された住宅地で市中の山居の呈をなしています。
- ・周囲の高木や個々の庭木によって緑豊かな環境がつくられています。また、石垣や石段など、歴史を感じさせる工作物がうるおいを与えています。

課 題

- ・駅などの眺望点から一望されるため、その風景に溶け込むようにすることが求められます。これまでどおり緑を維持したり、建物の高さや屋根壁面の色彩に配慮することが望まれます。
- ・景観要素を維持し、看板など目立つものは設けず、山居の風情の維持が求められます。



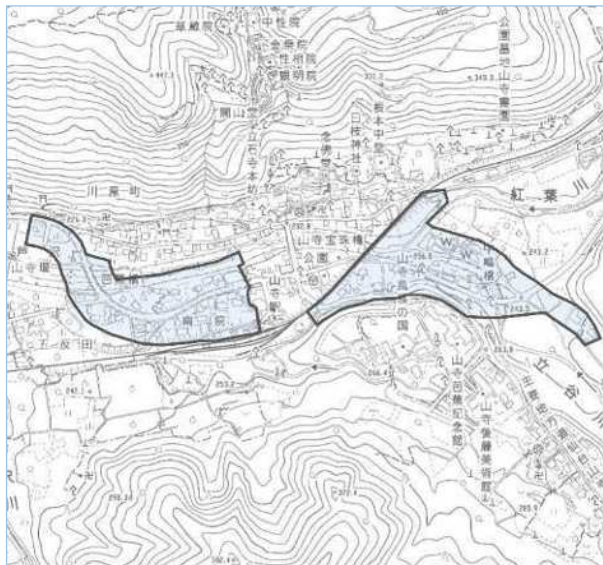
県道沿いの住宅地エリア

現 状

- ・近年、県道が拡幅整備され、沿道には新しい住宅や駐車場が目立っています。
- ・住宅壁面の色彩は、ベージュ系や暗色系のものが多く、背後の山の緑も見えることから、比較的落ち着いた住宅地景観をつくっています。

課 題

- ・幹線道路沿道の駐車場などを緑化し、沿道景観を質的に高めていくのはこれからの課題です。あわせて、沿道の看板類を抑制する必要もあります。



大規模な施設が集まるエリア

現 状

- ・山寺芭蕉記念館、山寺風雅の国（閉館）、山寺後藤美術館といったそれぞれに特徴あるデザインが施された大規模な施設が集まっています。
- ・山寺と川を挟んで向き合う段丘上に位置し、眺望が開ける場所です。
- ・エリア全体が緑に囲まれ、それぞれの施設に和風の趣があり、良い景観をつくっています。

課 題

- ・今後とも、この雰囲気と特徴的な景観が保たれるよう、それぞれの施設がそれぞれのデザインコード（設計意図・方針）に則って維持されることが望まれます。
- ・地区内外の豊かな緑を維持すること、看板類もこの地区に合ったものとするなどが求められます。



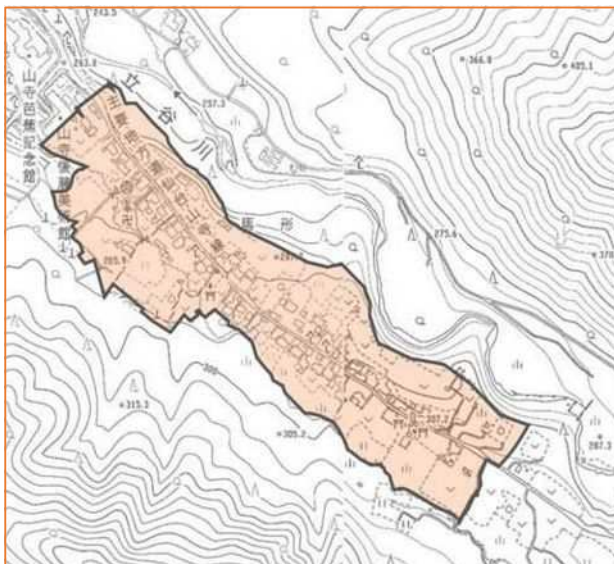
自然に囲まれた街道沿いの集落エリア

現 状

- ・山裾に広がる農地に囲まれ、線状に連なる集落のまとまりある姿が美しい集落です。このように集落の美しい姿の背景には個々の建築物の形態・色彩と土地条件に従った集落形態が大きく影響しています。
- ・まちなみを歩くと、湾曲した道路に沿って、木造の建築物、生垣や植え込みが歴史的風情を残すとともに、緑豊かな景観をつくっています。

課 題

- ・まちなみ景観に対しては、調和のとれた落ち着いたまちなみの形成のため、建築物の高さ、屋根の形態・色彩、壁面の色彩に注意が払われることが望めます。
- ・二口街道筋の建築物については引き続き高さを抑えとともに道路に対してゆとりある建築物の配置、庭・生垣の維持や積極的な緑化が求められます。
- ・集落のまとまりや歴史的佇まいを感じられる、まちなみ景観を将来的にも保全されることが望めます。



第2章 景観重点地区の方針

1 景観重点地区の名称

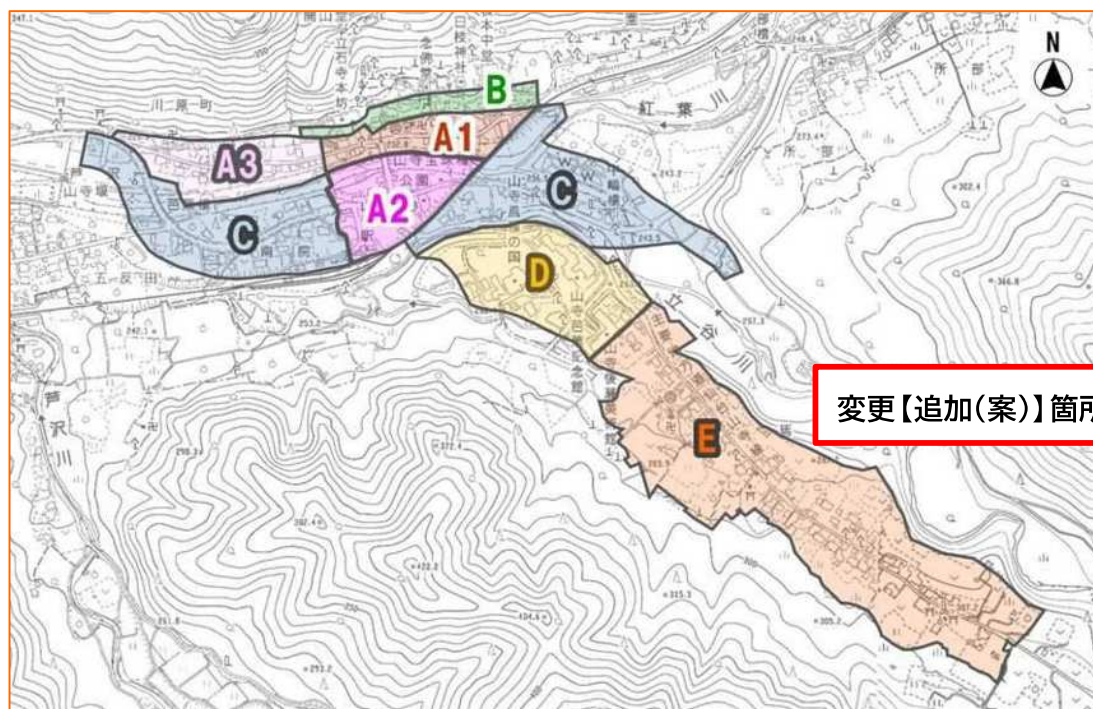
山寺景観重点地区 【令和3年3月22日指定】

2 景観重点地区の区域

山寺地区は、奥羽山系の山々に囲まれ、立谷川、紅葉川などが流れる自然豊かな地域です。その険阻な山腹に立石寺（山寺）が開かれ、周囲に市街地が発達しました。

その風光明媚な自然と格式ある歴史的な景観に相応しいまちを目指し、ここに住まう人や、ここを訪れる人にとって魅力あるまちなみの創出を図るため、立石寺五大堂などからの眺望範囲と川原町・南院地区を中心とした立石寺門前の市街地、馬形地区の歴史的風情を残し、緑豊かな景観をつくっている集落を対象とします。

なお、下図のエリア区分は、前章に記載の景観の現状や課題等を整理する際に見えてきたものです。



【景観重点地区（山寺）区域図】

前章に記載の各エリアの現状や課題を踏まえ、次の景観形成の基本方針のもと、山寺地区固有の多様な魅力を守り・生かしながら、日常の空間であり、おもてなしの場でもある集落として、人と人とのつながりのある居心地の良い場所づくり、みんなでつくる景観まちづくりを目指し、子や孫の世代に繋げる景観を保全・創出します。

自然を感じ、歴史が香る、居心地のいい景観まちづくり

主要な視点場からの良好な眺望景観の保全と活用

立石寺五大堂や芭蕉記念館など、主要な視点場から見える眺望景観について、景観重点地区の内外を含め保全します。また、身近な眺望景観の発掘のほか、眺望点相互のつながりを創出します。

彩り豊かな自然景観と調和する景観の創出

山寺地区の空間的特徴である、山に抱かれ、川に沿った集落の姿を大切にし、通りや家々からの山々や川の見え方を意識した、自然と調和した景観を創出します。

歴史や文化を生かし、個性的で魅力的な景観の創出

沿道に点在する、歴史や文化を感じる要素（歴史的な建造物や石垣や祠など）を大切に、このまち固有の魅力ある景観を創出します。

門前の機能の充実と賑わいあふれる沿道景観の創出

山寺への導入部としての門前町の役割を高めることで、立石寺などへのいざないを意識し、来訪者も住民も歩き・語らい・楽しめる、人々で賑わう景観を創出します。

第3章 景観まちづくりの誘導の取り組み

1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山形市全域においては、一定規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などの行為については、景観への影響が非常に大きいことから、届出の対象とし、景観形成の方向性や景観形成基準に基づいた適切な景観誘導を進めています。

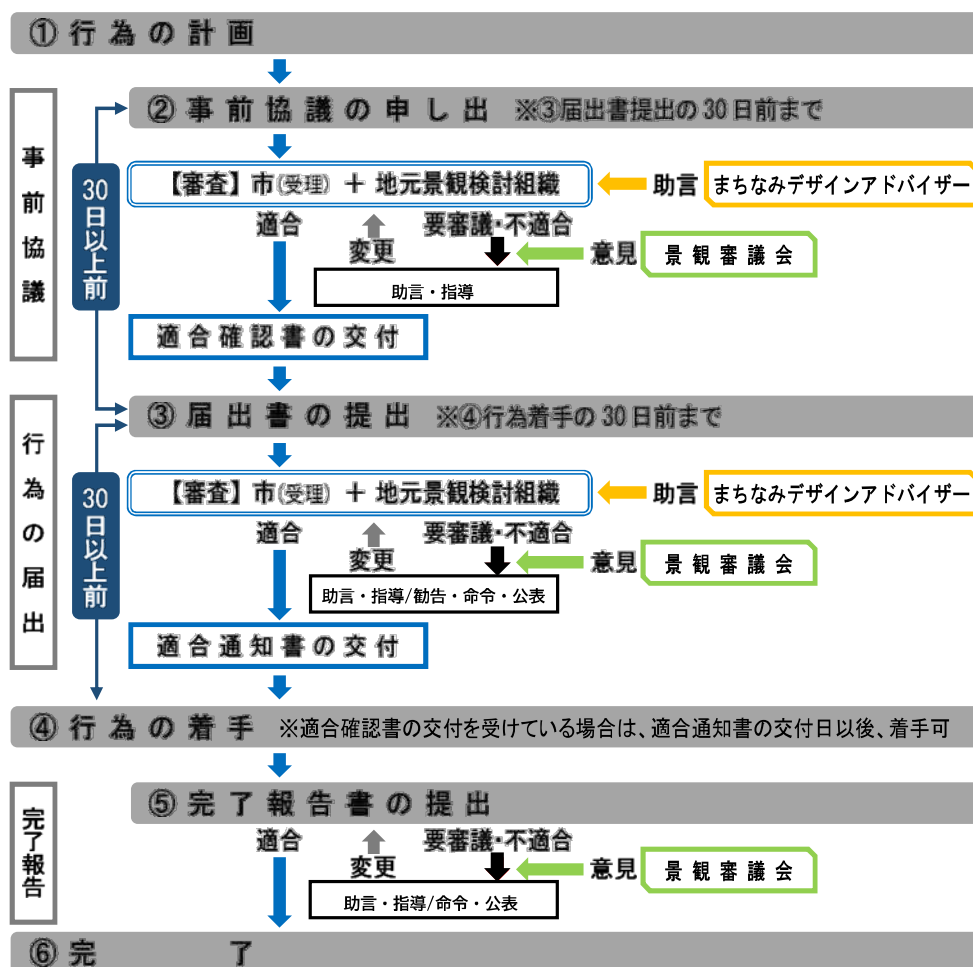
景観重点地区においては、一定規模に満たない行為であっても届出の対象とし、よりきめ細やかな景観誘導を行うことにより、そこに住まう住民が誇りと愛着の持てる故郷として、また、訪れる人にとっても魅力的なまちなみとして、良好な景観の創出を図ります。

なお、届出の対象とならない行為についても、景観形成目標や景観形成基準への適合に努め、良好な景観の形成を図るものとします。

■事前協議・届出の流れ

届出の対象となる行為については、景観法に基づく届出の前に、山形市景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

届出等が景観形成基準に適合しない場合や、景観形成基準に適合しない行為を行った場合は、必要に応じて「勧告・命令・公表」を行います。

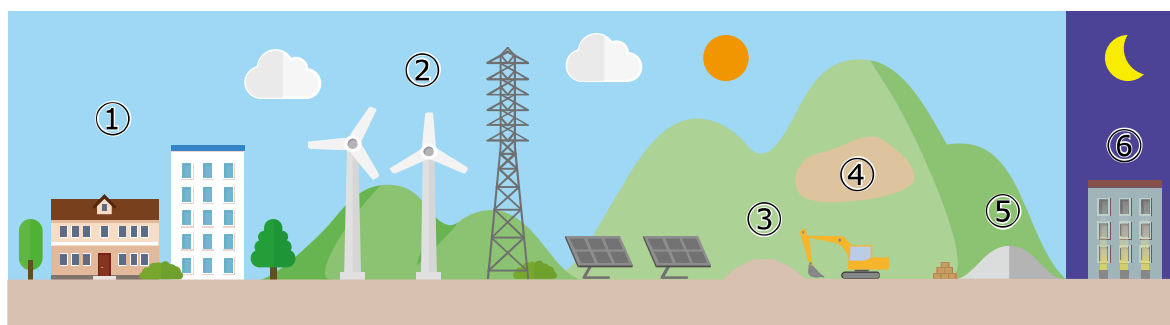


※この届出とは別に、建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請などの手続きも必要です。

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次の①～⑥の6項目とします。(届出の対象となる規模は次頁)

届出対象行為	対象物の定義
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの イ アに附属する門、塀 ウ 観覧のための工作物 エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など オ ア～エの建築設備
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む。） エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設 オ 自動車車庫 カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの キ 太陽光発電施設 ク 風力発電施設
③都市計画法に規定する開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ ア～ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	ア 屋外における土石の堆積 イ 屋外における廃棄物の堆積 ウ 屋外における再生資源の堆積 エ 屋外におけるその他の物件の堆積 ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明



(2) 届出対象規模

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■建築物・工作物

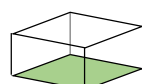
新築：地区内で行われるものすべて

増築、改築、移転：
床面積が10㎡を超えるもの

外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更

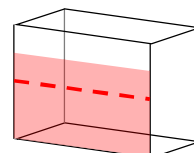
その他、修景を含め、景観形成に強く影響を及ぼす行為

【増築、改築、移転】



10㎡超

【外観】



面積の1/2超

③都市計画法に規定する開発行為

■行為によって生じる法面若しくは擁壁

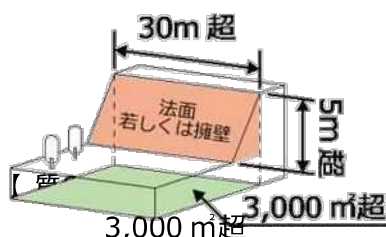
高さ：5m超

延長：30m超

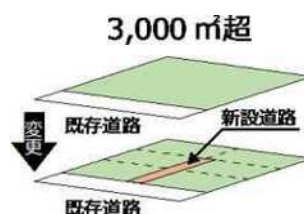
■行為の規模

面積：3,000㎡超

【形の変更】



【区画の変更】



④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

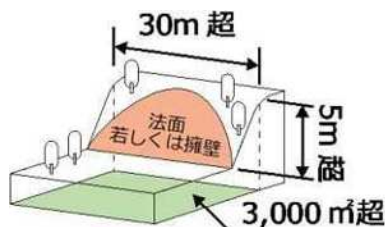
■行為によって生じる法面若しくは擁壁

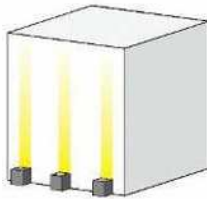
高さ：5m超

延長：30m超

■行為の規模

面積：3,000㎡超



⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
■行為によって生じる堆積 高さ：5 m超 面積：1, 000 m²超 ※堆積の期間が30日を超えるものに限る	 The diagram shows a conical pile of debris (土石) with a height of 5m and a base area of 1,000 m². The pile is labeled '堆積物' (Debris Pile).
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	
届出対象規模の建築物及び工作物 に対して行われる、照明の新設・ 移設及び色彩等の照明方式の変更 ※催し等のための一時的なもの、試験・ 研究のためのものを除く	 The diagram shows a rectangular building facade illuminated by three vertical light fixtures. The fixtures are labeled '照明' (Lighting).

(3) 景観形成基準

①景観形成基準について

景観形成基準については、景観形成の基本方針の実現のため、それぞれのエリアにおける建設活動の中で、エリアごとの景観的特徴をどのように生かすのか、そのための設計上のポイントを示すものです。

ここでは五大堂などからの眺望が代表する主要な眺望点からの景観の保全、**集落のまとまりを維持し、歴史的佇まいを感じさせる二口街道筋のまちなみ景観の保全**、通りを歩く人々が目にする視覚環境の向上という**3つ**の観点から基準を設定するものとします。

②用語について

- ・ 遵守基準 それぞれのエリアの景観形成目標を実現する為に定める基準
- ・ 推奨基準 遵守基準よりも厳しく、景観形成に対し、より積極的な貢献を求める基準で、適合を推奨する基準

③対象エリア全域に共通する基準等

③-1 景観形成目標

五 大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく

③-2 遵守基準

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

■建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。

■陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。

■建築物の屋根に太陽光発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。

イ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景への影響が懸念される大規模な人工物（電波塔、風力発電施設など）の建設や造成工事、樹木の伐採などは行わないこと。

■この眺望景の形成にかかわる工作物の建設は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

■独立して太陽光発電設備を設置するときは、太陽光電池モジュールは光沢を抑えた黒色タイプ、その他附帯設備は落ち着いた色調とし、眺望景を損ねないよう一定密度以上の修景植栽を施すこと。

■地形を改変する造成工事や樹木の伐採などを伴う太陽光発電設備の設置は行わないこと。

ウ 都市計画法に規定する開発行為

■この眺望景への影響が懸念される開発行為は、その景観的価値を損ねないように、市との協議の下に進めるよう努めること。

④標準とする建築モデルタイプの設定

標準とする建築のモデルタイプを次のとおり設定します。

エリアごとの遵守基準、推奨基準では、このモデルタイプに準じたものまで許容範囲に含める一方で、建築物だけで景観が形成されているわけではないため、敷地条件等に応じて緑化などの条件を付加したり、近隣との将来的な連携を求めるなどして、それぞれの通りの景観向上に必要な要件を明確にしています。

I 現代和風建築A 1 エリアタイプ

屋根の形態	■反り・むくりの無い4寸5分勾配の切妻または寄棟 ■軒の出・けらばの出を有する※ ¹
屋根の葺材	■和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	■光沢の無いもので、黒色または暗灰色※ ²
外壁の形態	■真壁造り※ ³
外壁の素材	■塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、窯業系サイディング※ ⁴ のいずれか ■柱・梁及び腰壁等は木材※ ⁵
外壁の色彩	■白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ■柱・梁及び腰壁等は、黒色または茶褐色※ ⁶

注 ※¹ 原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上とする。
けらばの出は、隣家と連続して景観を形成する場合は緩和することができる。
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。
軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。
化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※² マンセル値ではN0～N5。

※³ 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※⁴ レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。

※⁵ 木質感のある木目調アルミ材も可。

※⁶ 塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。



Ⅱ 現代和風建築A 2 エリアタイプ※1

屋根の形態	■ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する※2
屋根の葺材	■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※3
外壁の素材	■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※4など、周囲の景観と調和するもの
外壁の色彩	■ 周囲の景観と調和するものとし、彩度の高い色の使用を避ける※5

注 ※1 現地に見られる近代和風建築タイプを含む。

※2 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

※3 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。

※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。

※5 主要な外壁は次の色彩（表示はマンセル値）の範囲におさめること。

ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。

R（赤）および YR（橙）の色相は彩度6以下、
Y（黄）の色相は彩度4以下、上記以外の色相は彩度2以下とすること。ただし純白は除く。



Ⅲ 伝統和風建築タイプ

構造	■ 木造
屋根の形態	■ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する※1
屋根の葺材	■ 和瓦またはこれと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2
外壁の形態	■ 真壁造りまたは押縁（簷子）下見板張り（腰板張り）※3
外壁の素材	■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）または板張り※4
外壁の色彩	■ 白またはY（黄）系の色相で彩度3以下

注 ※1 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。

化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※2 マンセル値ではN0～N5。

※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※4 木材の塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。
塗り壁で純白のものは除く。



IV 住宅建築タイプ（ベージュ系）

屋根の形態	■ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する
屋根の葺材	■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※ ¹
外壁の素材	■ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※ ² など
外壁の色彩	■ 白（N9以上は除く）またはY（黄）系の色相で彩度3以下※ ³

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。ただし純白は除く。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。



V 住宅建築タイプ（暗色系）

屋根の形態	■ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ■ 軒の出・けらばの出を有する
屋根の葺材	■ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	■ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※ ¹
外壁の素材	■ 板張り、サイディング・ALCパネル※ ² など
外壁の色彩	■ 黒色系または褐色系などを基本とする※ ³

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 黒色系はN3～N7程度、褐色系は5YR 3/2程度の濃い茶系とし、その他も彩度3以下、明度4以下とする。



⑤エリアごとの基準等

A 1 エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

門 前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す

特 に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋庇等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和感の向上などを図り、景観の向上に努める

敷 地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

■Ⅰ 現代和風建築A1エリアタイプ
(屋根・庇などは4寸5分勾配)

■Ⅲ 伝統和風建築タイプ

屋根の色彩

■黒色～暗灰色

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

■来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。

■その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること。

■立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。

修景整備

■建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。

■庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。

■駐車場のサイン類の整序化に努めること。

駐車場の転用など広場状空間の形成

■覆屋や屋外テラスを設置(和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する)するなど、賑わいの創出に努めること。

■広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場の転用など広場状空間の整備

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。

A 2 エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

駅 から宝珠橋に至る参詣者の主要動線として、和風の風格を感じさせつつ通りごとに特徴のある景観まちづくりを目指す

通 りごとにある歴史遺産や先行事例などの良好なストックを考慮し、壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出し、庇の軒線や棟のスカイライン、屋外テラス空間などに、通り景観としての適切なリズムが生まれるように努める

敷 地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	■Ⅱ 現代和風建築A 2エリアタイプ ■Ⅲ 伝統和風建築タイプ
屋根の色彩	■黒色～暗灰色・暗褐色等
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	■既存建物との調和を図り、通りごとの特徴ある景観形成に努めること。 ■壁面線や軒の高さを揃え、スカイラインに注意して屋根のリズムをつくるなど連続性・一体感を高めること。 ■街路景観として調和する場合は矩勾配も可とする。
修景整備	■庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。 ■駐車場のサイン類の整序化に努めること。
駐車場の転用など広場状空間の形成	■覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。 ■広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから、背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場の転用など広場状空間の整備

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。

A 3

エリア

[歩行者を主体とする参道空間]

ア 景観形成目標

共 同駐車場から宝珠橋に至る参詣者の主要動線の一つとして、和風を感じさせる落ち着いた住宅地景観の形成を目指す

壁 面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出したり、生垣、植え込みなどにより通りの景観にうおいが生まれるように努める

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	■ 住宅用途 IV・V 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） ■ 商業用途 II 現代和風建築A2エリアタイプ ■ 住宅・商業共通 III 伝統和風建築タイプ
屋根の色彩	■ 住宅用途 黒色～暗灰色・暗褐色等 ■ 商業用途 黒色～暗灰色
標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準	■ 来訪者の視点に立ち、建造物のみならず、敷地境界部分や玄関まわりのデザインにおいても、緑化を施すなど景観形成に配慮すること。 ■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。
修景整備	■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。 ■ 沿道景観のための緑化に努めること。
その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項	■ 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。 ■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 ■ 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。 ■ 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。 ■ 建物と建物との間（スリット）などから、背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為	■ 建築物の新築・改築・増築 ■ 屋根の改修 ■ 建築物の修景整備 ■ 駐車場・住宅まわりの緑化・修景
推奨基準	■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

B

エリア

[山麓住宅地]

ア 景観形成目標

山 居の呈をなす緑豊かな住宅地景観を維持し、周囲の眺望景を阻害しないよう目立たないものとする

屋 根は黒色（暗灰色）の勾配屋根とするが、壁面の色彩の明度・彩度を落とし、屋根の高さも抑え、背後にある立石寺の眺望を遮らず、また、さらに緑化を加えることによって、当住宅地が遠方からも目立たないものとする

地 区内においても、石垣や石段などの歴史を経た工作物や、路地、そのまわりの緑などを維持し、また、可能な限り自然素材を活用し、周囲と調和した形態・色彩の建築物・工作物とする

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

■V 住宅建築タイプ（暗色系）
（ただし屋根は高さを配慮したもの）

屋根の色彩

■黒色～暗灰色

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

■駅方面からの眺望に配慮し目立たない壁面色彩並びに屋根の形態・色彩とし、併せて緑化に努めること。
■エリアの環境維持のためにも緑や歴史的・工作物の維持に努めること。

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

■屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
■自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
■住宅以外の用途の場合も、山居の風情を損なわないよう配慮すること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為

■建築物の新築・改築・増築
■屋根の改修
■建築物の修景整備
■住宅まわりの緑化

推奨基準

■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

C

エリア

[県道沿い市街地]

ア 景観形成目標

- 幹** 線道路（県道）沿いでは、地区の自然と歴史に調和した山寺地区固有の落ち着いた住宅地景観の形成を目指す
- 沿** 道の駐車場も、緑化を施し、看板を基準に沿って抑制し、地区景観を阻害することなく、山寺地区固有の落ち着いた景観の形成に寄与するものとする
- 商** 業機能が立地する場合には、黒色（暗灰色）の勾配屋根をもった伝統和風建築タイプもしくは現代和風建築A2エリアタイプとし、沿道景観として調和したものとする

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	■ 住宅用途 IV・V 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） ■ 商業用途 II 現代和風建築A2エリアタイプ III 伝統和風建築タイプ
屋根の色彩	■黒色～暗灰色・暗褐色等
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	■幹線道路沿道の景観を整えるため、建物用途に応じて調和に努めるとともに、敷地境界部分を中心に適切な緑化に努めること。
修景整備	■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。 ■ 沿道景観のための緑化に努めること。
その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項	■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。 ■ 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為	■ 建築物の新築・改築・増築 ■ 屋根の改修 ■ 建築物の修景整備 ■ 幹線道路沿いの駐車場・住宅まわりの緑化・修景
推奨基準	■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

D

エリア

[ミュージアムエリア]

ア 景観形成目標

地

区全体を囲んでいる緑地を維持し、地区内各施設のデザインコードに則った維持管理を行い、調和した景観の維持を図る

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

■エリア内の既存各施設が有するデザインコード

屋根の色彩

■黒色～暗灰色・暗褐色等

標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準

■各施設それぞれの当初のデザインコードに則り、それぞれの特性を維持しつつ、景観の継承に努めること。
■増改築に際しては高さ10m以下を基準とすること。

その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項

■自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為

■建築物の新築・改築・増築
■屋根の改修
■建築物の修景整備

推奨基準

■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

E

エリア

[馬形集落エリア]

ア 景観形成目標

- 歴** 史的風情を残す二口街道筋のまちなみ景観を保全し、次世代に引き継がれる景観まちづくりを進める
- 壁** 面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより建築物の連続性を生みだし、調和のとれたまちなみの形成を図る
- 生** 垣、植え込みなどにより四季を彩り、緑豊かな景観の保全に努める

イ 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	■Ⅲ 伝統和風建築タイプ ■Ⅳ・Ⅴ 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系）
屋根の色彩	■黒色～暗灰色・暗褐色等
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	■切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ屋根とするよう努めること。それ以外の勾配屋根の場合は、周囲の景観と調和していると認められるものであること。 ■道路の日照等を考え建築物は2階建てまでとするよう努め、道路に近接する部分については2階部分をセットバックするよう努めること。
その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項	■門や塀、柵、生垣、石垣、駐車スペースにおいては、通りの景観に調和するよう、自然素材の使用、彩度の抑制、塀などの高さの抑制に努めること。 ■生垣、石垣などの歴史性を感じさせる工作物は可能な限り保全に努めること。 ■住宅まわりを緑化し、周囲の植栽を維持して景観の維持に努めること。

ウ 推奨基準

推奨整備行為	■建築物の新築・改築・増築 ■屋根の改修 ■建築物の修景整備 ■住宅まわりの緑化・修景
推奨基準	■景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

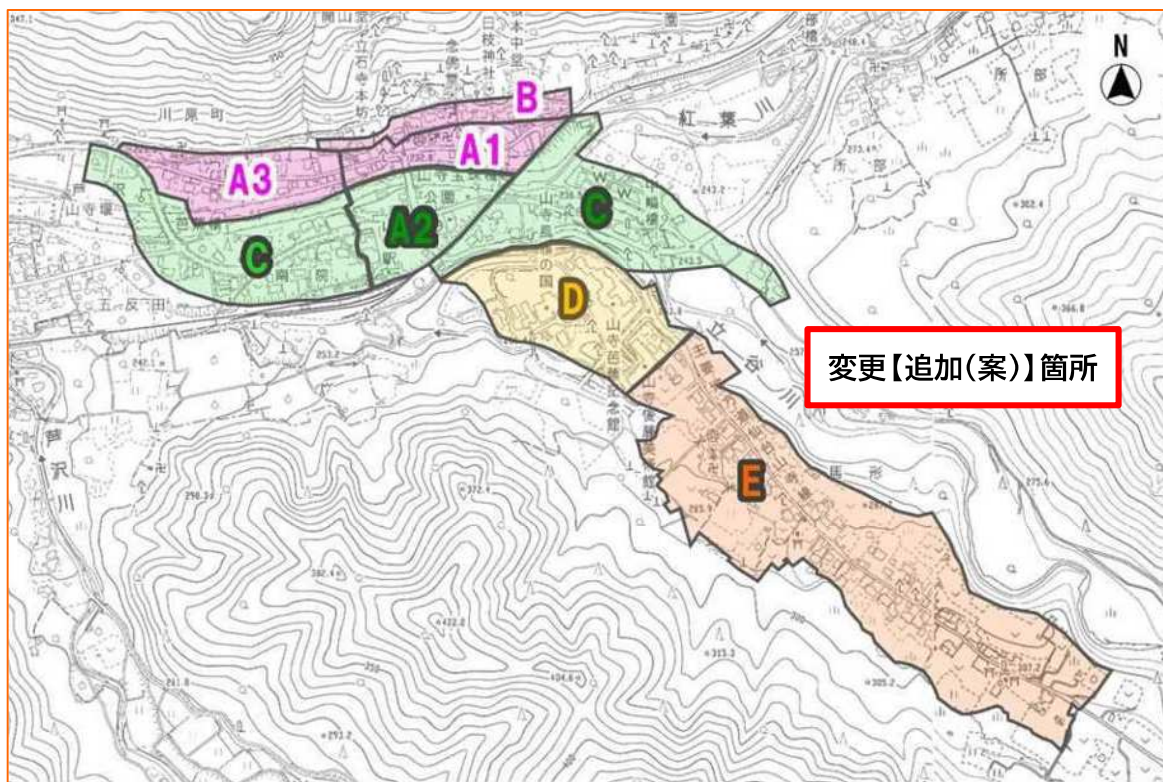
山形市全域においては、市全域の共通事項として山形市屋外広告物条例に基づく適切な規制・誘導を行うほか、景観類型ごとに特定景観誘導基準を定め、各景観タイプの景観特性に応じた緩やかな景観誘導を行っています。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、景観形成の基本方針に基づいた屋外広告物設置基準を定め、地区の良好な景観まちづくりに向けた広告景観の創出を図っていきます。

(1) 屋外広告物設置基準について

山寺門前の商業地などにおいては非常に多くの屋外広告物がまちなみ景観を乱しており、地元が主体となって屋外広告物の大きさ、掲出位置、色彩などに一定のルールを設けることが必要です。

屋外広告物設置基準については、多様なタイプの屋外広告物について、それぞれに対応した基準を定めることで、建築物等の取り組みと一体となって景観まちづくりを進めるために設定するものです。この基準に則り、必要に応じて地元で実施基準（もしくは運用基準）を定めるなどして、良好な景観の形成を図っていきます。



【屋外広告物規制エリア図】

A1 エリア A3 エリア B エリア

屋外広告物設置基準

全般	■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
設置	■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 ■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。 ■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。 ■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。 ■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。（<u>A1エリアのみ</u>）
規模	■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。
形態・意匠	■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。 ■地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。

色彩	■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。 ■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。 <table><tr><td>色相</td><td>R(赤)</td><td>Y R(黄赤)</td><td>Y(黄)</td><td>その他</td></tr><tr><td>彩度</td><td>6以下</td><td>6以下</td><td>6以下</td><td>4以下</td></tr></table> ■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。 ■周辺の通りや境界から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。	色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	6以下	4以下
色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他							
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下							
素材	■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。 ■反射率の高い素材は使用しないこと。										
その他	■老朽化した看板は撤去すること。 ■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。										

A₂エリア C₂エリア

屋外広告物設置基準

全般	■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。										
設置	■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。										
規模	■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。										
形態・意匠	■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。 ■自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。										
色彩	■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。 ■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。 <table><tr><td>色相</td><td>R(赤)</td><td>YR(黄赤)</td><td>Y(黄)</td><td>その他</td></tr><tr><td>彩度</td><td>6以下</td><td>6以下</td><td>6以下</td><td>4以下</td></tr></table> ■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。 ■周辺の自然景観から突出した色の使用を避け落ち着いた色調とすること。	色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	6以下	4以下
色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他							
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下							
素材	■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。 ■反射率の高い素材は使用しないこと。										
その他	■老朽化した看板は撤去すること。 ■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。										

屋外広告物設置基準

全般	■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
設置	■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
規模	■看板の種類ごとの基準（別表2のとおり）を満たすようにすること。
形態・意匠	■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。
色彩	■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。
素材	■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。

E エリア

屋外広告物設置基準

全般	■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
設置	■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 ■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は、入り口付近に設置すること。 ■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は一棟あたりどちらか1つまでとすること。
規模	■壁面看板（壁面平面広告板・壁面突出広告板）は、歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとする。 ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を10㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表3のとおり）を満たすようにすること。
形態・意匠	■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■自然豊かな歴史ある街道筋や周辺の山並みに調和した馬形地区の風情にあった形態意匠とすること。

色彩

■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとし、以下の彩度基準を目途とする。ただし、自然素材の色彩はこの限りではない。

色相	R(赤)・Y R(黄赤)・Y(黄)	N(無彩色)
明度	3以下	
彩度	4以下	—

■文字などは、以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下

■使用する色数をできるだけ少なく(4色程度)するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。

■周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。

素材

■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材(木材や石材を推奨)を用いるよう努めること。

■光を強く反射する素材は使用しないこと。

その他

■老朽化した看板は撤去すること。

■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

< (別表1) 看板の種類ごとの基準一覧 > 【A1】 【A2】 【A3】 【B】 【C】 エリア

看板の種類	設置 の 可否	1ヶ所の 表示面積※ (一面)	高さ／長さ	幅／壁面か らの出幅	その他
建植広告板	○	3㎡以下	高さ 3m以下		・野立て看板は設置しないこと。
建植広告板 (駐車場サイン)	○	0.42㎡	上端高さ 2m 板面自体の 高さ 0.7m	幅 0.6m	・色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は 白とすること。 ・文字：「P」で表示すること。 ・書体：正楷書体とすること。 ・看板の柱は1本または2本とすること。 ・下部にも表示する場合は、看板の幅を上部 に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の 文字で、縦書き表示とすること。
アーチ	×				
壁面平面広告板	(原則) ×				【A1】【A3】【B】 エリア ・景観に調和すると認められる場合を除き、 原則として設置しないこと。
	○	3㎡以下			【A2】【C】 エリア ・1壁面の合計表示面積は3㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	1.5㎡ 以下	上端高さは 2階軒下ま で	壁面からの出幅 1m以下	・周囲の看板とできるだけ高さを揃えること。 ・店舗などの看板は袖看板を基本とすること。
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	×				
立看板	○	1.5㎡ 以下	高さ 1.5m以下		・道路標識及び主要な交差点から10m以上 離れていること。 ・倒れないように措置すること。 ・野立て看板は設置しないこと。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅 1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上 離れていること。
アドバルーン	×				
特殊装置広告 (電光掲示板等)	×				

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

< (別表2) 看板の種類ごとの基準一覧 > **[D]** エリア

看板の種類	設置 の 可否	1ヶ所の 表示面積※ (一面)	高さ／長さ	幅／壁面か らの出幅	その他
建植広告板	○	5㎡以下	高さ 5m以下		
建植広告板 (駐車場サイン)	○	5㎡以下	高さ 5m以下		
アーチ	○	20㎡以下	上端高さ 10m以下		・地面から脚柱以外の部分の下端までの高 さは5m以上とすること。
壁面平面広告板	○	5㎡以下			・1壁面の合計表示面積は5㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	5㎡以下	高さは壁面 の上端を超 えないこと	壁面からの出幅 2m以下	
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	○	1㎡以下			・同じ場所に同じ内容のものを連続して表 示しないこと。 ・はり紙は全面のりづけしないこと。
立看板	○	4㎡以下	高さ 3.6m以下		・道路標識及び主要な交差点から10m以上 離れていること。 ・倒れないように措置すること。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅 1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上 離れていること。
アドバルーン	○		長さ 15m以下	幅 1.5m以下	・気球の直径は3m以下とすること。 ・係留場所から気球先端までの垂直距離は 50m以下とすること。
特殊装置広告 (電光掲示板等)	○				・看板の種類ごとの基準に合わせること。

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

< (別表3) 看板の種類ごとの基準一覧 > 【E】 エリア

看板の種類	設置 の 可否	1ヶ所の 表示面積※ (一面)	高さ／長さ	幅／壁面か らの出幅	その他
建植広告板	○	1.5㎡ 以下	高さ 2m以下		- 敷地内の設置位置に応じて必要最小限の大きさとする。 - 野立て看板は設置しないこと。
建植広告板 (駐車場サイン)	○	0.42㎡	上端高さ 2m 板面自体の 高さ 0.7m	幅 0.6m	- 色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とすること。 - 文字：「P」で表示すること。 - 書体：正楷書体とすること。 - 看板の柱は1本または2本とすること。 - 下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とすること。
アーチ	×				
壁面平面広告板	○	概ね 0.3㎡ 以下			(壁面平面広告板・壁面突出広告板共通) - 歩行者目線で認知できる必要最小限の大きさとし、入り口付近に設置すること。ただし、入り口付近に設置すると樹木等で隠れてしまい視認性が担保されない場合はこの限りではない。 - 壁面看板(壁面平面広告板・壁面突出広告板)は一棟あたりどちらか1つまでとすること。ただし、複数の事業に供する場合など複数設置する必要があるときはこの限りではない。 下線部については地区及び市との協議のうえ認められたもののみ設置可とする。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	概ね 0.3㎡ 以下			
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	×				
立看板	○	1.5㎡ 以下	高さ 1.5m以下		- 敷地内の設置位置に応じて必要最小限の大きさとする。 - 道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 - 倒れないように措置すること。 - 野立て看板は設置しないこと。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅 1.5m以下	- のぼり旗は必要最小限の数とすること。 (道路を横断する場合) - 道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。
アドバルーン	×				
特殊装置広告 (電光掲示板等)	×				

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

第4章 景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】

1 市民と事業者の役割

景観は市民生活や事業活動などの日々の積み重ねによってつくられます。

建物の屋根や壁、庭先、商店の店構えや看板などは、道路などの公的部分と相まって多くの人の目にふれるまちなみを形成し、景観を構成する重要な要素となります。市民・事業者による景観まちづくり活動は、良好な景観を生み出すだけでなく、山形市全体のイメージを支えるものとなります。そのため景観まちづくりにおいては次の3点を意識して進める必要があります。

- ①良好なまちなみは市民や事業者の活動の積み重ねによってつくられていくものであり、市民や事業者が景観形成の主体です。
- ②本計画を基本方針としながらも、個別の景観まちづくり活動においては地域住民や事業者の積極的な参加と合意形成により、地域の望ましい景観像を定めます。
- ③景観形成のための基本方針は、豊かな想像力をもった個別の景観まちづくり活動によって実現されるものであり、合意された方針を尊重しながらも、個性と創造性をもって良好な景観形成に努める必要があります。

また、公的環境の美しさは、合意されたルールを守り、育てようとする市民や事業者の不断の努力によって保たれるものです。ゴミや空き缶の投げ捨て、商品の陳列、周囲に配慮した自宅や事業所の景観づくり、まちづくり全体への協力など、景観まちづくりにおける基本的なルールの尊重が必要となります。

近年景観を取り巻く環境が大きく変化する中で、「山形らしさ」を持ったまちのイメージは、放置すれば個性のないまちの中に埋もれてしまう恐れがあります。

現時点において、山形市の本質的な「らしさ」は未だ失われていませんが、その「らしさ」は守ると同時に創り出すものでもあります。行政による景観施策の実施にあたっては、今後目指す景観像を、市民や事業者とともに考え、共通認識のもと、景観まちづくりを進めていく必要があります。加えて、市民や事業者の自主的な活動を支援していく必要があります。そこでは次の4点に配慮していくものとします。

- ①景観まちづくりにおける「事務局」の立場として、市民や事業者とともに景観まちづくりの重要性について、共通認識を高めていきます。
- ②道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、地域景観の基本骨格となるものであり、その整備においては、市民や事業者による景観まちづくり活動を先導していく役割を意識しながら進めていきます。
- ③景観に影響を与える建築物の建築や工作物の建設などの行為については、景観形成基準に基づいた誘導を行うだけでなく、市民や事業者の景観まちづくりによる自主的な景観の形成を推進します。
- ④市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを進め、市民や事業者が主体的に関わり、積極的に活動を行う機運を高めるため、市民などの景観形成に対する関心と意欲の向上のための取り組みを行います。

景観施策の取り組みにおいては、市民・事業者との連携とともに、行政内部の横の連携調整を図り、総合的に景観まちづくりを進めていく必要があります。そこでは市民・事業者とともに、相互に学習しながら景観まちづくりを進めていきます。

● 第5章 ●

景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】

景観協議会やまちなみデザインアドバイザー、山形市景観条例に基づく山形市景観審議会などによる景観まちづくりのマネジメントの仕組みを構築することにより、景観形成の取り組みの実効性ならびに継続性を担保していきます。



第 1 4 3 回山形市都市計画審議会

参 考 資 料

参考資料目次

山形市都市計画審議会条例他

◇ 条例	1
◇ 審議会運営要綱	3
◇ 幹事会要綱	6
◇ 委員名簿	8
◇ 幹事名簿	9

山形市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成3年条例32号〕、一部改正〔平成11年条例50号〕

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

追加〔平成3年条例32号〕

(審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成3年条例32号・7年31号〕

(専門委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(幹事及び書記)

第8条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策部において処理する。

一部改正〔昭和46年条例16号・50年5号・56年39号・平成3年32号・20年42号・30年77号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月20日条例第16号）

この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。（以下略）

附 則（昭和50年 3 月20日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 6 月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市都市計画審議会条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定により現に委嘱されている委員の任期満了に伴い、当該委員の後任委員として委嘱される者の任期は、この条例による改正後の山形市都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成 7 年 6 月28日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項に基づいて新たに委嘱された委員の任期については、同条第 3 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成11年12月24日条例第50号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第77号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

山形市都市計画審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会条例（昭和44年市条例第32号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会長は条例第7条第1項に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）の招集をするときは、当該会議が開催される2週間前までに、委員に対して開催の日時、場所及び審議事項等を明示した通知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じ、その暇がないときは、この限りでない。

(委員の参集)

第3条 委員は、前条に定める通知を受けたときは、当該通知に従い、会議に参集するものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(仮議長)

第4条 委員の任期満了後、最初に行われる市長が招集する会議において会長を選任するときは、委員の互選により仮議長を選任し、当該仮議長が、会長の選任までの議事を進行するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第29条第1項の規定に基づき、原則として公開するものとする。

2 会議の公開の方法その他必要な事項は、会議の公開に関する実施要領(平成10年12月1日施行)の定めるところによる。

(傍聴定員等)

第6条 会議の傍聴定員は、5人以上10人以内とする。

2 会議の会場には、前項の傍聴定員に対応する一般傍聴席のほか、報道機関に対応する報道席を設けるものとする。

(傍聴手続等)

第7条 傍聴の受付は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに行うものとする。この場合、審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記載するよう要請するものとする。

2 審議会は、一般傍聴者の傍聴に係る傍聴要領（別紙）を定め、会場内の秩序維持を図るものとする。

3 審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、当該会議で用いる資料と同様の資料を配布するよう努めるものとする。

(採 決)

第8条 会議に諮られた議案の採決は、挙手によるものとする。

(議事録)

第9条 審議会において議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の委員が署名するものとする。

(議事録等の閲覧)

第10条 閲覧に供するため、公開された会議の議事録及び当該会議で用いた資料を、審議会終了後、まちづくり政策部まちづくり政策課窓口に備え付けるものとする。

2 前項に定める議事録等の閲覧は、当該会議を行った日の属する年度からその翌年度末までとする。

(関係者の出席)

第11条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めるものとする。

(情報セキュリティポリシー)

第12条 本審議会の情報セキュリティポリシーは山形市セキュリティポリシーに準ずるものとする。

2 情報セキュリティポリシーに基づく管理体制は次のとおりとする。

(1) 統括管理者は、会長がその任に当たる。

(2) 保護管理者はまちづくり政策部まちづくり政策課長がその任に当たる。

3 情報資産に係る事故等が発生した場合の連絡体制は別図のとおりとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

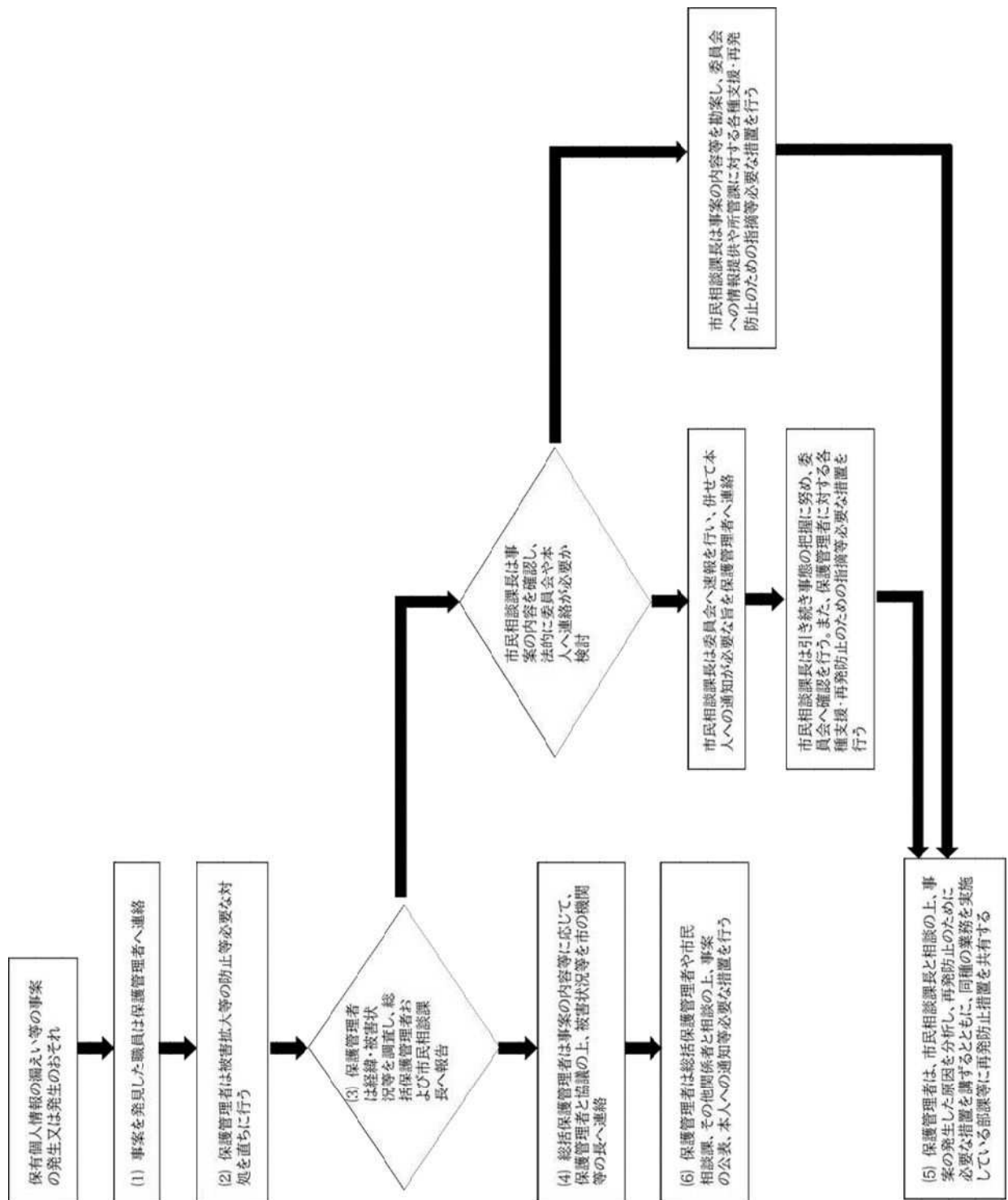
附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別図



山形市都市計画審議会幹事会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の事務を処理するための組織の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審議会に提出する資料の作成その他審議会の運営等に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定によるこの市に対する都市計画の決定又は変更の提案に関すること。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、幹事及び書記をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 幹事長 まちづくり政策部長
- (2) 幹事 まちづくり政策部都市政策調整監（兼）都市整備部都市政策調整監、企画調整部長、
商工観光部長、農林部長、都市整備部長、上下水道部長、企画調整課長、
公共交通課長、産業政策課長、ブランド戦略課長、農政課長、まちづくり政策課長、
まちなみデザイン課長、建築指導課長、公園緑地課長、道路整備課長、河川整備課長、
道路維持課長及び上下水道部経営企画課長
- (3) 書記 まちづくり政策部まちづくり政策課の課長補佐（係長の職を兼務する者を除く。）、
都市計画係長及び同係員

(幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、その議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 幹事会は、関係者又は学識経験者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会委員名簿

第1号委員（市議会議員）			
氏 名		備 考	
安 久 津	優		
佐 藤	清 徳		
高 橋	昭 弘		
渋 江	朋 博		
第2号委員（知識経験を有する者）			
氏 名		備 考	
三 浦	秀 一	東北芸術工科大学	
高 澤	由 美	山 形 大 学	
姥 浦	道 生	東 北 大 学	
宮 舘	照 彦	山形市自治推進委員長 連 絡 協 議 会	
平 吹	和 之	山 形 県 建 築 士 会	
柿 崎	喜世樹	山 形 県 弁 護 士 会	
山 口	範 夫	山 形 商 工 会 議 所	
斎 藤	一 美	山形農業協同組合	
遠 藤	紀 江	山形市農業委員会	
板 垣	信 廣	山 形 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会 山 形	
鈴 木	美 香	山 形 県 保 育 協 議 会	
峯 田	益 宏	株式会社山形新聞社	
森 田	裕 介	国 土 交 通 省 山形河川国道事務所	
阿 部	喜 彦	山 形 警 察 署	

【任期 令和7年6月30日まで】

山形市都市計画審議会幹事名簿

職 名	氏 名	備 考
まちづくり政策部長	渡 邊 俊	幹事長
まちづくり政策部都市政策調整監 (兼)都市整備部都市政策調整監	熱 海 裕 章	
企 画 調 整 部 長	伊 藤 哲 雄	
商 工 観 光 部 長	高 橋 清 真	
農 林 部 長	吉 原 仁	
都 市 整 備 部 長	佐 藤 秀 弘	
上 下 水 道 部 長	佐 藤 政 己	
企 画 調 整 課 長	関 口 貴 宏	
公 共 交 通 課 長	宮 城 友 嘉	
産 業 政 策 課 長	片 桐 道 徳	
ブランド戦略課長	高 橋 大	
農 政 課 長	渡 邊 俊 和	
まちづくり政策課長	大 沼 功	
まちなみデザイン課長	佐 藤 一 大	
建 築 指 導 課 長	鎗 水 政 一	
公 園 緑 地 課 長	田 村 信 博	
道 路 整 備 課 長	芦 野 知 明	
河 川 整 備 課 長	齋 藤 慎 次	
道 路 維 持 課 長	高 橋 芳 昭	
経 営 企 画 課 長	須 藤 克 弘	